

## 久留米市公告第36号

令和5年度久留米市消防団管理システム構築業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年2月1日

久留米市長 原口 新五

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和5年度久留米市消防団管理システム構築業務

#### (2) 業務内容

「令和5年度久留米市管理システム構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の  
とおり

#### (3) 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### (4) 業務場所

久留米市役所総務部防災対策課（消防チーム）  
久留米市役所田主丸総合支所地域振興課  
久留米市役所北野総合支所地域振興課  
久留米市役所城島総合支所地域振興課  
久留米市役所三潁総合支所地域振興課  
その他、市長の指示する場所（受託者の事務所等を含む）

### 2 提案上限額

提案上限額は、次のとおりとする。

#### ア. システム構築額

（令和5年4月1日から令和5年7月31日まで。）

1,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

#### イ. システム使用料

（令和5年8月1日から令和6年3月31日まで。保守費含む。）

912,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

### 3 参加資格

上記1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加できる者（提案者となろうとする者）は、参加申込書の提出締切時点で、単独の事業者の場合は、①から⑪までの全ての要件を満たすこととする。

また、単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業者（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間企業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができることとし、その場合、いずれかの構成員が①の要件を満たすとともに、全ての構成員が②から⑪までの全ての要件を満たすこととする。

①過去に、官公庁に消防団管理システムの導入実績があること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

③久留米市から指名停止措置を受けてないこと。

④国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

⑤参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。

・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）

・久留米市以外の福岡県内 県税

⑥手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態

が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ⑨法人格を有している者であること。
- ⑩情報セキュリティマネジメントシステム又は個人情報保護マネジメントシステムの品質を証明するもの（ISO/IEC27001、プライバシーマーク）を取得していること。
- ⑪今回調達するパッケージシステムは、公告日時点で、官公庁への採用の実績があること。
- ⑫共同事業体の場合、参加申込書の提出締切時点までに共同事業体を構成し、代表者を定めて、共同事業体結成予定書を作成し、提出すること。なお、共同事業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加しないこと。

#### 4 選考方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を令和5年度久留米市消防団管理システム構築業務プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

#### 5 応募手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）  
〒830-0003 久留米市東櫛原町999番地1  
久留米市 総務部 防災対策課（担当 岩佐、一木）  
電話 0942-38-5160 ファクシミリ 0942-38-5240  
電子メールアドレス [ksyoudan@city.kurume.lg.jp](mailto:ksyoudan@city.kurume.lg.jp)
- (2) 実施要項等の提供  
実施要項、仕様書等の資料の提供については、次のとおりとする。
  - ① 提供開始  
令和5年2月1日（水）から
  - ② 提供場所  
久留米市ホームページ
- (3) 実施要項等に対する質問期限及び回答
  - ① 質問方法  
質問書（様式は実施要項に添付）を添付した電子メールで行い、着信確認の電話連絡を行うこと。
  - ② 質問期限  
令和5年2月15日（水）午後5時15分までに必着
  - ③ 回答方法  
令和5年2月17日（金）までに、質問書に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答するとともに、必要に応じて市ホームページに掲載する。
- (3) 企画提案書等の提出  
プロポーザルに参加しようとする者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次に掲げる提出書類を提出すること。なお、カ、キは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。また、本市の名簿登録者の場合、カ、キ、クは不要とする。
  - ① 提出書類
    - (a) 参加申込書等の提出書類

- ア 参加申込書
- イ 会社概要書
- ウ 参加資格調書
- エ 業務実績調書
- オ ISMS の認証取得証明書又はプライバシーマークの認証等の写し
- カ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- キ 納税（滞納なし）証明書（下記参照）
- ク 役員等調書及び照会承諾書
- ケ 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）
- コ 共同事業体結成予定書（共同事業体の場合）

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分		税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人	
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）	
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明	
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明	
	久留米国保	国民健康保険	—		

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(b) 提案書等の提出書類

- ア 企画提案書
- イ 価格提案書

② 提出場所

上記5(1)に同じ。

③ 提出方法及び期間

(a) 提出方法

- ア 参加申込書等の提出書類  
持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）
- イ 提案書等の提出書類  
持参

(b) 提出期間

- ア 参加申込書等の提出書類  
令和5年2月1日（水）から令和5年2月24日（金）（土日祝日を除く）までの  
午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 提案書等の提出書類  
令和5年2月1日（水）から令和5年3月10日（金）（土日祝日を除く）までの  
午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

令和5年3月17日（金）予定

(応募者が多数の場合は、別途審査日を設ける場合がある。)

(6) 審査結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、審査結果を通知する。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が「2 提案上限額」を超過した場合

キ 評価基準に基づく提案者の「非価格点」の合計が「非価格点」配点の60%以下の場合

6 その他

詳細は、実施要項、仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。